

# 福祉医療制度における重度心身障害者医療費助成の所得制限

## に関する Q&A

令和 3 年 11 月 10 日作成

### Q：重度心身障害者への医療費助成について、なぜ見直しを行うのか。

A：群馬県の福祉医療制度は、子どもや重度心身障害者、母子家庭等などの方々の経済的負担の軽減を図り、安心して必要な医療を受けられるための制度として、昭和 48 年に創設され、以後対象を拡大しながら県民福祉の向上に大きく貢献してきました。

しかし、少子高齢化の進展や所得格差の拡大等の社会情勢の変化により制度に求められる役割が変化していること、また医療の高度化に伴う医療費の増加や国の医療保険制度改革の影響を受け、福祉医療費は、制度の拡大を伴わずとも年々増加傾向となっていることなど、福祉医療を取り巻く環境は、長い年月の間に大きく変化してきました。

このような状況を踏まえ、「将来にわたり安定的で持続可能な制度」「真に必要な人に必要な支援が行き届く制度」とするため、平成 29 年 2 月に外部有識者による「福祉医療制度在り方検討会」を設置し、今後の制度の在るべき姿について様々な方向性を見据えた検討を計 7 回に渡り行いました。(検討会委員：有識者、受益関係者、医療関係者、市町村計 12 名)

なお、在り方検討会の中間報告を踏まえて実施した入院時食事療養費の見直しに関しては、平成 31 年 4 月から全ての市町村で足並みを揃えて実施されました。

検討会では、制度を安定的に維持し、真に必要な人に必要な支援が行き届く制度とするためには、食事療養費だけでなく、医療費本体についても見直しを検討する必要があるとし、以下のとおり報告がとりまとめられました。

#### (1) 医療費助成の在り方に関する方向性

少子化対策・子育て支援政策等に配慮するため、子ども医療助成については、現行どおり継続すべき。

一方、重度心身障害者の医療費助成については、様々な課題があることを踏まえ、見直すべき。

#### (2) 重度心身障害者の課題について

##### ア 所得に関する課題

→所得制限がないため高所得者にも助成、また高所得者ほど多額の助成

##### イ 年齢に関する課題

→年齢制限がないため加齢による疾病等にも助成

##### ウ 対象傷病に関する課題

→障害の原因だけでなく風邪等すべての疾病の治療にも助成

#### (3) 検討会の結論

重度心身障害者の所得に関する課題に関し、公平性の確保や国が進める応能負担の方向

性、制度の持続可能性を踏まえ、所得制限を導入すべき。

また、導入の際の所得制限のラインは少なくとも平均所得以上とすべき。

**Q：いつの所得をもとに判定するのか。**

A：1月から7月までの申請については、前々年の所得により、8月以降は前年の所得により判定します。

**Q：未申告者や、転入等により市町村で所得を把握していない者についてはどうか。**

A：所得の申告義務があるにもかかわらず、申告をしていない受給資格者等に対しては、申告するよう求めます。

転入者等に対しては、受給資格者及び配偶者又は扶養義務者の、所得制限の判定に必要な収入（所得）額のほか、各種所得控除の種類及び額、扶養親族等が記載された証明書を提出していただきます。

**Q：年度途中で、配偶者又は扶養義務者等の死亡、結婚、離婚等により異動があった場合はどうか。また、所得の更生決定等があった場合はどうか。**

A：申請内容に変更があったときは届け出なければならないとされており、異動後の実態に基づいて改めて所得の判定を行います。

**Q：所得制限の導入にあたり、所得確認の対象となる配偶者及び扶養義務者とは。**

A：特別障害者手当を準拠とすることとしており、受給者である重度心身障害者本人のほか、その配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの所得確認が必要となります。

なお、民法第877条第1項に定める扶養義務者とは、受給資格者の直系血族及び兄弟姉妹で、かつ生計を維持するものとされています。

ただし、重度心身障害者医療費助成における扶養義務者は、受給資格者と同一の住民票に記載されている者に留めることとします。

**Q：重度心身障害者医療費助成における受給資格者の扶養義務者とは、税法上扶養している者と同じか。**

A：重度心身障害者医療費助成における扶養義務者とは、法第21条の規定による民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものであり、必ずしも税法上扶養している者とは限りません。

また、税法や各種社会保険等における扶養とは異なり、別居の者までは含みません。

**Q：受給資格者が児の場合、所得確認の対象となる本人については、当該児とし、その生計を維持する親を扶養義務者として所得の判定を行うのか。**

A：親のみでなく、民法第877条第1項に定める扶養義務者の所得をもとに判定します。

**Q：今回の見直しの対象者はどれくらいか。**

A：県内の重度心身障害者の受給者数は約4万3千人で、そのうち2千人程度、4～5%が対象です。

藤岡市の受給者数は約2千100人で、そのうち65名程度、3～4%が対象となる予定です。

**Q：所得制限のラインを特別障害者手当に準拠した理由は。**

A：所得制限のラインをどこで引くかについては、県の在り方検討会において、世帯の平均所得を考慮し、他の都道府県で多く活用されている基準を参考とし、実施にあたっては十分な周知・準備期間を設けることが必要との方向性が示されたことにより、このラインとなりました。

このラインは、例えば夫婦2人世帯の場合、年収約860万円であり所得換算では650万円程度となります。